

## 【12月・1月の行事】

- |             |  |
|-------------|--|
| 12 / 11     | 第9回 司法面接研究会（札幌）  |
| 12 / 14, 15 | 司法面接法研修会 第2クール1回目（道児相・札幌児相）  |
| 12 / 20, 21 | JST 子ども安全領域「若手の会」  |
| 1 / 15      | 第10回 司法面接研究会（札幌）   |
| 1 / 24-30   | The 24th Annual San Diego International Conference<br>On Child and Family Maltreatment |

## 【10月・11月の行事報告】

10 / 23, 11 / 6

### 司法面接研究会 第9回・10回（札幌）

定例の研究会では、10月、11月ともに「話しながらない子ども」についての事例検討を行いました。

10 / 5, 6・11 / 9, 10

### 司法面接法研修会 第1クール

道児相から10名、札幌児相から2名、東京から1名、静岡から1名、児童相談所の心理判定員の先生方が参加されました。また、オブザーバーに3名の先生方で参加下さいました。1泊2日12時間の研修を10、11月と2度行い、合計24時間の研修となりました。ロールプレイやグループワークなどを通して、様々な議論が行われました。次回は12月に虐待専掌の先生方を対象とした研修が行われます。

10 / 24, 25

### 法と心理学会第10回大会（國學院大學）

「録画された子どもへの面接：証拠としての価値と法廷における問題」のワークショップを行いました。ワークショップでは、司法面接を行った面接官が証人として出廷する場合の様々な問題点について取り上げました。8月の札幌での反対尋問のワークショップをもとに、今回は録画VTRが法廷で証拠としてどのように扱われる可能性があるのかなども含め、法学的な観点や裁判員制度での問題点なども取り上げました。

11 / 27, 28

### 日本子ども虐待防止学会 第15回大会

司法面接（被害確認面接）に関わる分科会やシンポジウムも複数開かれました。29日の分科会Ⅱ「虐待を受けた子どもの法的支援としての司法面接そのⅠ」（一場代表）では、ワシントンD.C.の子どもアドヴォカシー・センター「セイフ・ショアズ」の紹介や「司法面接の心理学的必要性」についての話題提供（仲）、シンポジウム「虐待を受けた子どもの法的支援としての司法面接そのⅡ」（一場・坪井代表）では、多職種連携や司法面接を支える制度や法的問題が議論されました。また、シンポジウム「性的虐待等を受けた子どもの被害確認面接の現状と課題」（鈴木代表）では、被害確認面接のピア・スーパービジョンについて報告がありました。事実確認が子ども保護における大きな課題となっていることが改めて確認できました。

11 / 28, 29

### JST「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域合宿

独立行政法人科学技術振興機構（JST）が主催する、「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域合宿に私たちのプロジェクトも参加しました。全部で13ものプロジェクトが参加しており、2日間の交流を通して多方面での情報交換を行うことができました。それぞれのプロジェクトには、関連性や共通点が多くあることから、今後はプロジェクト間の連携を取ることで、互いの可能性を広げ、新しい課題へとつながる機会となりました。

# 私と司法面接

「私と司法面接」のコーナーでは、司法面接に携わっておられる実務家の先生方や研究者に、司法面接をテーマに簡単なエッセイを書いていただいております。司法面接に携わっておられる人の数だけ、司法面接に関する考え方、信念、経験があるという意味を込めて、タイトルを虹色にしてみました。

## 私と司法面接

札幌児童相談所 山田貴子

仲先生に初めてお会いしたのは、児童相談所に異動になった4年前でした。そのときにはまだ『司法面接』について全く知らずただ「なるほど～」と聞くばかりで、数年後のことなど考えもせず…。たった数年の間にも、児童相談所で扱う虐待通告や相談内容の変化を実感しているところです。

昨年度から司法面接研修に参加させてもらうことになりましたが、きっかけは自分の担当したあるケースの経過でやはり子どもの証言が重要だったこと、そして虐待通告初期対応担当として初期調査のなかで子どもから聞き取りをする立場でもあることを再確認したためです。ロールプレイではあわわ…と焦り、自分の面接を振り返ってはがっかりしつつも、定期的に体験し認識を新たにすることは実務においても重要だと思えます。

これまで数回の面接を行いました。児童相談所においてどのような位置づけとしていくかはまだ明確ではありません。そんな中必要に応じて『司法面接』の手法を一部活用（ただのいいとこどり？）しています。個人的には山本恒雄先生の『被害（事実）確認面接』が児童相談所という現場に



近い気がしており、今は研修等を通じて現状と見合わせつつ模索中…というところでしょうか。面接を通して思うことは「担当以外が初対面で淡々と事実しか聞かなくても子どもはそれなりに対応してくれるのね」「もしかしたらこの面接でふっきれて話し始めたのかな」「後で担当がフォローしてくれるから面接してても安心」「いろいろ想定して言葉も選んでおかないと面接中に自分が大パニック！なので計画がとっても大事」などなど……。うまくいかないことばかりですが、とりあえず前向きに経験を積み重ねていきたいと思っています。

～今後ともみなさんよろしくお願いします～



## 2. 法廷で働く犬ーコート・ドッグー

講義の中で、法廷で働く犬『コート・ドッグ』についての話がありました。この犬たちは、子どもが犬の体のいろんな部分を触ったり、急に抱きついたりしても決して噛まない、また、吠えないように徹底的に訓練されています。その分、一頭につき5憶ドルの保険がかかっているということです。犬たちは、子どもが喜ぶような芸をしたり、子どもに体を預けて愛情を示したり、裁判や面接に同席する場合は、長い時間じっと静かに動かず座っていることができます。面接は、子どもたちにとって、緊張、ストレスを感じる場となります。初めて会う人に、恥ずかしいと思う事や、言いにくいこと、怖いことを話さなければなりません。そんな時、子どもたちを支えてくれる味方、また、面接官のパートナーがこのコート・ドッグです。今回紹介された犬の担当者はソーシャルワーカーで、これまで4000件の司法面接を実施し、そのうち、1500件で、犬を面接に同席させたということでした。

面接を待っている間、子どもはとても緊張しています。そこに、犬を連れていくと、とたんに子どもたちはリラックスした様子になります。面接に行くのを嫌がっていた子どもも、犬と一緒に、面接室に入ってきてくれることがあるそうです。また、親に対しても、犬を同伴することで、こちら側の配慮の気持ちが伝わり、面接を拒否する両親へのアイスブレイカーともなるという話でした。面接では、子どもと一緒に、犬をどこに座らせるかを決めます。子どもの膝の上に頭をおいて座らせたり、足元に座らせたり。面接中に子どもが不安になったときになでることもできます。講師の先生の話では、面接官や他の大人に被害について全く話さなかった子どもが、犬を同席させた面接では、被害について話したという例が紹介されました。

面接の後も、子どもたちは犬と少し遊んでから帰ることができます。すると、帰りの車の中は犬の話でもちきりになり、子どもたちは面接で話したことへの罪悪感を引きずらず、また、連れてきた親も気まずい気持ちにならず、ハッピーな気分です。

一方で、犬に子どもの注意が向いてしまい、面接にならない、犬にだけ話すという、面接官には聞こえないように話をするなどの問題点もあるということでした。

講義の中で、被害にあったお子さんの母親のコメントがVTRで紹介されました。犬を面接に導入することは、『辛い、きつい境遇にいる子どもたちへ大人ができるせめてものこと』というコメントがとても印象的でした。

さらに、裁判所もこの犬たちの意義を認めており、法廷で子どもが証言する際に同伴させ、証言台の前で座らせることを許可しているそうです。

確かに、親やその他大人が面接や法廷に同伴することについては様々な問題があると思われます。その人が意図しなくても、表情や言葉、さらには、そこに在席するということが自体が、子どもを誘導することに繋がってしまう可能性もあります。その点、犬であれば誘導することもありません。そのため、子どもの付き添い人(犬?)としては適切だなと感じました。

また、犬は、子どもたちだけではなく、控室で裁判を待つ被告人や大人の証人をリラックスさせる仕事を行っています。さらに、職場に犬がいることで、面接官など子どものために働く大人たちの心のケアにも役立っているということです。



写真は、コート・ドッグのスティルソンです。プロ意識が高く「私は専門家（プロフェッショナル）です。」という表情をしていたのがとても印象的でした。

(室員 上宮 愛)

# 研究通信



「研究通信」のコーナーでは、支援室の室員、仲研究室の院生を中心に、司法面接に関連する学術研究を簡単にご紹介していきます。

## 情動的な場面は覚えにくい？それとも忘れにくい？

越智啓太 (2005) 情動喚起が目撃者・被害者の記憶に及ぼす効果 心理学評論, 48, 299-315 をもとに

事件や事故の被害や目撃には、多くの場合、不安や恐怖、不快感などのネガティブな情動が伴うと考えられます。このような情動喚起は、我々の記憶にどのような影響を与えるのでしょうか。

殺人事件の現場に居合わせてしまった状況を想像して下さい。そのような状況下では、気が動転してしまって細かいことなど「覚えられない」のではないのでしょうか。一方で、そのときの被疑者や被害者の言動や表情などは鮮明に記憶され、半永久的に「忘れられない」かもしれません。

このような情動的な場面の記憶については、従来から多くの研究で検討されてきました。今回はそれらの研究から得られている知見を、越智 (2005) をもとにご紹介したいと思います。

### 【研究方法】

情動喚起が記憶に与える影響を実験的に検討する場合、ある参加者たちには出血を伴うような情動的な映像を見せます(映像呈示)。このような映像を見せられた参加者たちを、以下では情動条件と呼びます。そして、その他の参加者には、情動条件の映像から出血などの情動的な部分を取り除き、その他の部分は類似している映像を見せます。このような参加者たちを以下では統制条件と呼びます。そして、映像呈示から一定時間経過後に両条件の参加者に記憶テストを受けてもらい、その記憶成績を比較します。記憶テストでは、例えば「犯人の帽子は何色でしたか?」といった実験者が用意した様々な質問を記した質問紙に回答してもらうことが多いです。

### 【情動的な場面は覚えにくく、忘れにくい!】

従来の研究結果は、以下の二つに大別できます。

- ①統制条件の方が情動条件よりも正答率が高い
- ②情動条件の方が統制条件よりも正答率が高い

越智 (2005) は、情動喚起下の記憶についての先行研究を詳細にレビューし、この相反する二つの研究結果の差異を映像呈示から記憶テストまでの時間間隔に焦点を当てて検討しました。そして、①の結果が得られた研究では映像呈示から記憶テストまでの時間間隔が短く、②の結果が得られた研究ではその時間間隔が比較的長いことを示唆しました。つまり、情動が喚起される場面は、覚えにくく、忘れにくいのです。

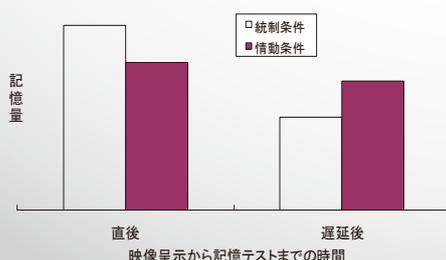


Figure1. 越智 (2005) の仮説

### 【なぜ覚えにくいのか】

なぜ情動的な場面は覚えにくいのでしょうか。これについては、注意の範囲という観点から説明可能です。情動が喚起されると視野が狭まり、中心部分に注意が集中します。その結果として中心部分に関しては情動が喚起されていない場合と同じくらい、あるいはそれ以上の情報を記憶することができます。一方で、周辺部分に関しては注意が振り分けられないため、記憶できる情報が減少するのです。つまり、情動的な場面で覚えにくいのは、出来事の周辺部分の情報なのです。

### 【なぜ忘れにくいのか】

なぜ忘れにくいのか、という点に関しては様々な説がありますが、ここでは「リハーサル説」をご紹介します。我々は自身にとって重大な出来事を意識的、あるいは無意識的に、何度も思い出ししてしまう傾向があります。情動を喚起する場面は、場合によっては生命を脅かす重大な出来事の一つだといえます。一度記憶された情報は何度も思い出ししてしまうため、記憶が頑健になり、忘れにくいのです。

### 【実験場面と現実場面】

情動喚起下の記憶の問題は、目撃証言と関連させて論じられることがしばしばあります。しかしながら、実験室で作られた目撃状況と実際の目撃場面には大きな乖離があるといえます。例えば実際の殺人事件の目撃者は、実験とは比較にならないほどの情動が喚起されるでしょうし、逃走するか、それとも闘争するか(被害者を助ける、あるいは通報する)の葛藤も生じるでしょう。また、実験場面では質問紙を通じて目撃者(実験参加者)の記憶量が測定されることが多いですが、実際の捜査では目撃者からの情報は面接により収集されます。質問紙と面接では、目撃者の「思い出し方」が異なると考えられます。

情動喚起下の記憶研究を実務に応用するための今後の課題の一つは、この乖離をできる限り小さくしていくことだといえます。

### 【論文紹介者】

#### 山本 渉太 (やまもと しょうた)

2008年3月 北海道教育大学教育学部旭川校卒業

2008年4月 北海道大学大学院文学研究科修士課程入学

2010年4月からは北海道警察本部刑事部科学捜査研究所に研究員として勤務することが内定しており、北海道の治安向上を目指す

現在の研究テーマは、犯罪捜査への認知心理学の応用